

## 第4回日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議 議事概要

1 日時：令和3年3月23日（火）15時30分～18時00分

2 場所：オンライン会議

3 出席者

委員：西原座長、伊東副座長、石井委員、井上委員、伊東委員、加藤委員、  
工藤委員、黒崎委員、仙田委員、田尻委員、新居委員、野田委員、浜田委員、  
村田委員、渡邊委員

文化庁：柳澤国語課長、竹下国語課専門官、増田日本語教育調査官、  
藤田計画普及係長

4 概要

前回会議で検討された日本語教育機関の類型化に関する議論を踏まえ、日本語教師の資格に関して資料に基づき、「公認日本語教師の資格のイメージ」、「日本語教育能力を判定する試験の内容」、「試験免除の措置」、「学士以上の学位を資格取得要件とすること」、「更新講習の必要性」に関して事務局から説明があった後、意見交換が行われた。概要は、以下のとおり。

### 公認日本語教師の資格のイメージについて

筆記試験を と に分けているが、原則 、 を両方受験することが必要であり、 は受験者によっては一部免除される場合もあるが、 は全員が受験するということが。

筆記試験 、 の両方を受験するのが原則である旨、事務局より回答があった。

専門職大学院も免除の対象となる大学等の日本語教師養成コースとして含まれるか。

含まれる旨、事務局より回答があった。

### 日本語教育能力を判定する試験の内容について

#### ・人物判定について

面接など人物判定を課すことは想定していないのか。

人物判定については採用面接で審査されることになると思われるが、受験に際して一定の欠格事由は定められるべき。

現時点では資格取得に当たって人物判定を課す予定はなく、人物評価は採用機関でなされることが望ましいと考え、資格試験としては知識・技能に関して力量が備わっているかを

判定する。また、欠格事由については、資格の社会的信用のために、法律違反を行っていないか等の要件は設ける予定との説明があった。

#### ・受験資格の年齢制限について

学士の要件が課されないことになれば、年齢制限もなくなるのか。他の試験においては、年齢制限を設けているものはないのか。

他資格においても大学の修了が要件として課されていないものが多く、公認日本語教師資格についても同様に年齢制限は特設設けない予定である旨、事務局より回答があった。

#### ・ノンネイティブの受験者への配慮について

日本語が母語であることを資格要件としないとすれば、この資格はノンネイティブにも開かれているものであると考えられる。ノンネイティブの者が資格を取得するに当たって、どの程度の日本語力を条件として課すかという点は課題であり、日本語教育小委員会においてもこの件は話題になったものの、結論が出なかった。試験問題が分かりやすい日本語で書かれるなど外国人への配慮はあるのか。また、JLPTを例とするとN1相当の日本語で作られた問題であるなどの説明は設けるのか。

本試験はあくまで日本語自体を教えるものであり、それに対して必要な知識、技能が備わっているか否かを試験で問い評価していくため、基本的にノンネイティブ向けの配慮は設けない旨、事務局よりの説明があった。

#### ・試験開催回数について

試験の開催回数については、報告書のとおりに複数回を目指せる仕組みが望ましい。

作問・合否判定等の試験関係事務の関係でどの程度施行可能かを検討し、その上でより機会を増やす方法で考えていく旨、事務局から説明があった。

#### ・筆記試験の合格について

筆記試験、のうち、のみ免除の対象となっているが、例えば大学等の養成課程を経ない者がを受けて合格したものの、は不合格だった場合、の合格は次回以降の試験でも有効となるような配慮があっても良いのではないのか。

試験免除の仕組みを設ける以上、筆記試験、についてそれぞれ別途評価し、それぞれが一定の水準に達しているかを確認する必要がある。指摘のようにのみ合格した場合の配慮を設けるとするとすれば、について何らかの形で合格証明ができるものが必要に

なってくる旨、事務局より回答があった。

### 試験免除の措置について

大学課程を修了した者のうちの程度が日本語教師を目指すかという問題を考えた場合に、一番大きな課題は待遇である。日本語教師は非常勤雇用から始まるのが通例であり、給与面も非常に厳しいのが現状。そのような状況で、養成機関を修了しても免除となるのは筆記試験のみであり、は受験が必要となると、資格取得を希望する者はそれほど期待できないのではないかと。日本語教師の質の向上、日本語教育のさらなる普及、それを担う人材の確保こそが国家資格化の目的だが、提示された案では本来の目的と逆行しているように感じる。

筆記試験の試験内容である基本知識、技能については養成機関で履修したことを証明できるが、試験で問われる内容はその判断が必ずしも一つではなく機関によって多様であることから、統一基準で評価するために試験との扱いを分けている。

また、本資格はあくまで名称独占であるが、公認日本語教師となることは一定程度の証明となるため、処遇について、採用機関において考慮される可能性はあり、本制度が客観的に日本語教師の質を示すものとして活かされることが望ましい旨、事務局より説明があった。

大学で日本語教育を専攻した者であっても卒業後すぐに日本語教師とならない人がいるのが現状であり、例えば10年間日本語教育とは関係のない場所で勤務し、その後心機一転日本語教師となるようなケースも考えられる。大学で日本語教育を専攻した場合、試験の免除を受けられる有効期限は設けるのか。

国家資格とする以上、試験を全て免除とすることは考え難い。筆記試験を、の2つに分けた上で、免除の対象者も1つは必ず受験する仕組みは非常に現実的な対応と言えるだろう。

文部科学大臣による指定以前に、その養成課程に相当するものや420時間の日本語教師養成講座を修了した者は、公認日本語教師の資格試験においては免除の対象とはならないと考えて良いか。

原則として、機関の指定後に、その養成機関の課程を履修した者に限り、免除の対象になる旨、事務局より回答があった。

提示された資料では、文部科学大臣により養成機関の指定がなされるとされているが、指

定のための基準項目については、現状審査している時間数、科目数、単位数等に限らず、実際の教育内容や授業担当教員等まで踏み込んで審査することが必要。

### 学士以上の学位を資格取得要件とすることについて

学士以上の学位は必要。公認日本語教師資格の創設は、日本語教育の専門家が存在し、きちんと日本語学習のサポートができるということを国内外に周知するという意味も持ち得る。日本において在留資格「教育」を取る場合には大卒もしくは同等の学習経験の有無が問われるため、教育職として必要な能力として学士、または同等のレベルを求めるのが基本的な制度設計であると考え。大学の日本語教師養成課程の修了者や地域の大卒者が日本語教師とならない理由としては、待遇の問題があり、そこを改善していくべき。ボランティアが3分の2近くを占めている日本語教師の現状を前提として学士の要否の議論をすべきではない。

保育士やソーシャルワーカーなど、他分野の人々が、外国人支援のために協力していくような制度設計は必要であり、そこを担う方々の多くが大卒ではないとすれば、何らかの考慮を要するだろう。

閣法で成立した資格の場合、学士以上の学位を必須の要件としているものは存在しないというのが最も大きな課題。国家資格という形で日本語教師の社会的認知と経済的な待遇の向上を目指すとするならば、ひとまず文化庁案を出発点とすべきではないか。

日本語教師の待遇の改善、地位の向上を第一に考えるのであれば、国家資格を与えることが最優先であり、学士要件は採用の段階で担保することもできる。学士要件を課すことによって国家資格化が不可能となるのであれば、学士要件については見直さざるを得ないだろう。

実際の日本語教育能力というのはかなり幅広く、看護・介護等の現場では、必ずしも学士を持たない方も活躍されている。日本語教育が必要な場所できちんと学習できる体制にしていくためにも、学士にこだわらず、公認の日本語教育としての枠組みを提供できることが望ましい。

学士要件を課さないとするならば、介護の現場など、専門学校を卒業して学士を持たずとも様々な現場で活躍する方々に対し、公認日本語教師資格の裾野を広げていくことにもつながる。

幅広い教養と問題解決能力という点でいえば、必ずしも学士以上の学位は必要ではない。

しかし、例えば公認日本語教師となることによって待遇が向上するなど、多くの人々が目指すような仕組みとしていくのであれば、学士要件を課すことも考え得るだろう。

社会福祉士資格のように、短大卒の者も受験は可能であるが、2年間の実務経験を課すことで、4年制大学を卒業した者と並んで試験が受けられるとするような要件を検討する余地はないのか。

他資格の仕組みを参考にする方法もあり得るが、日本語教師の実務評価をどこまで認めるかは整理が難しく、十分な検討が必要となる旨、事務局より回答があった。

途中で日本にやって来たものの、義務教育を受ける中でなかなか進学が叶わない1.5世の子どもたちが、専門学校や短大を卒業した上で日本語教師になれる道筋があるのであれば、非常に良い。1.5世の方々が母国語と日本語の両方の言葉を操りながら日本語教師として日本国内で働いていくことが実現されることは理想的であり、その点から、学士は就職を採用されるとき条件とし、多様な人々に公認日本語教師となる機会が与えられることを望む。

日本語教師の中には、元看護師の方も存在する。学士を持たない看護師の方もいるが、そういった方々が持っている知識や経験は我々が得ようと思っても得られないものであり、多様な職種を目指す外国人のサポートということ考えると、必ずしも学士以上の学位は必要ないのではないか。

日本語教師と他の国家資格を比較すると、かなり異なる点がある。他の資格の場合は必ずケースに応じた最適解があるが、日本語教育の場合、答えも正解もない。その中でいかに解決に向けて考えていくかという点が重要であり、その部分を試験の内容として盛り込むべき。

#### **更新講習の必要性について**

日本語教師たるもの常に高い志を持って自己研鑽に努めることは当然のことだが、実際に採用される場合、採用機関側の責務として、必ず雇用した日本語教師に何らかの研修の機会を与えることが盛り込まれるべき。

文化庁としての予算及び事業の中で日本語教師に対するさらなるスキルアップのための研修をこれからも拡大していくこととされているが、これは具体的に検討しているのか。

今後予算要求を行い、引き続き必要に応じて全国規模で研修機会を提供し、日本語教師の

スキルアップのための環境を整えていく旨、事務局より回答があった。

日本語教師の自己研鑽は必須であり、文化庁の普及事業やカリキュラム策定事業を日本語教育機関とそこで働く日本語教師がより良い形で利用していくことが望まれる。

更新講習に代わる方法は様々あると思われるが、それに対してきちんと制度的な裏付けをつくるのが非常に重要。自己研鑽、共助的な部分も必要だが、それだけではなく、制度的な裏付けをつくり、日本語教育に対して国が予算の観点から参画していく必要がある。

公認日本語教師の指定登録機関が更新講習に該当するようなスキルアップのための研修を担うような組織となることが望ましい。例えば行政書士会などのように社会的意義を強く発信していく職能集団となっていくと心強い。

アメリカでは、教員は約10年に一度資格の取り直し義務付けられており、それが職業文化の一部になっている。日本においても職業的なグレードアップの意味合いとして質が保障されるようになることが望ましい。

## その他

報告書では、現在法務省告示校で日本語教師として勤務する者は経過措置によって公認日本語教師として認められるとされている。この点について報告からの変更はないか。

公認日本語教師は名称独占資格を想定しており、その場合、資格の有無に関わらず日本語教師として働くことは可能である。将来的に資格が配置要件とされた場合でも、現職の日本語教師を排除する形にならないよう経過措置を設けるなど配慮を検討していく旨、事務局より回答があった。

学士に関わる議論については、様々な意見があるが、様々なハードルが次々と下がり、誰でも取得できるかのような資格となりつつあることを危惧している。日本語ができれば日本語教師になれると思われがちではあるものの、専門性を高めた大学教育、大学院教育を行ってきているため、その蓄積をいかにこの制度に反映するかという点は非常に重要。